

一般財団法人
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会
2019年度

地域共生型社会 推進事業助成金 応募者募集

この助成事業は、本会の一般財団法人への移行に伴い
公益目的事業として実施しているものです。
下記、本会ホームページに詳しく掲載しておりますので
ご覧ください。

助成の趣旨

少子高齢化社会が進展するなか、すべて
の県民が住み慣れた地域で安心して生活
するため、地域共生型社会の推進に寄与
する事業についての先駆的な取り組みや
調査・研究に対し、必要な経費を助成
します。

募集期間

2019年4月1日(月)から
5月31日(金)
(消印有効)まで

※詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ



一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

〒520-0044 大津市京町4丁目 3-28 (厚生会館 2F)

電話 (077)524-0261 FAX (077)524-0441

E-mail : shigakyo@cello.ocn.ne.jp

<http://www.shigakyo.or.jp/publics/index/40/>



1. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、児童、障がい者、高齢者など社会的な支援を必要とする方に次に掲げる項目に関して、先駆的な取り組みを行う事業や調査研究とします。

- (1) 社会的支援を必要とする者と地域住民との相互交流を図るもの。
- (2) 子供の育成や子育て世代の家族を支援するもの。
- (3) 地域で暮らし、働き、活動する等地域生活への促進と安定に寄与するもの。
- (4) 保健、医療、介護、福祉等との連携による、地域共生型社会の推進に寄与するもの。
- (5) 地域共生型社会の推進に寄与する人材の育成を図るもの。

※ただし、以前に本助成を受けた事業と同一のものは対象としません。

2. 助成対象者

- (1) 滋賀県内に住所・所在地を有するNPO法人、社団法人、財団法人等の営利活動を主たる目的としない団体およびこれらに所属する職員またはグループ。
- (2) 滋賀県内に所在する大学、専門学校等の教育機関およびこれらに在籍する学生またはグループ。
- (3) 滋賀県内に住所を有する住民または勤務する者およびこれらが組織する団体またはグループ。

※ただし、本会の加入法人、反社会的勢力と密接な関係にあるもの、過去に法令違反等の不正行為を行い不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しないものは対象としません。また、本会会員が含まれる団体は対象とならない場合があります。

3. 助成金額

1件あたり限度額 原則100万円以内（限度額の範囲内で、最長3年間にわたり助成可能）

※事業内容によりご相談に応じます。

4. 助成の交付申請

助成金の交付を受けようとする方は、募集要項をお読みいただき申請書に必要事項を記入し関係書類を添付のうえ、募集期間内に本会へ提出して下さい。

(募集要項・申請用紙・確約書はホームページ
<http://www.shigakyo.or.jp/publics/index/40/>
からダウンロードしてください。)

募集
要項

